

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査、定例監査及び随時監査
開催日時
令和8年2月24日（火） 午後1時25分から午後3時30分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他14名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和8年1月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（国保医療課） 定例監査結果（別紙のとおり） (3) 随時監査（市職員による団体の庶務経理） 随時監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月25日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 桂川 将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

国保医療課

対象期間 令和7年4月1日から令和8年2月24日までの所管事務

実施期間 令和8年2月5日から令和8年2月24日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

国保医療課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<国保医療課>

主な所管事務は、国民健康保険、保健事業、老人保健、後期高齢者医療、福祉医療費、養育医療、国民年金、老齢福祉年金に関する事務である。

(1) 支出事務について

養育医療費において、申請書に受付印のないものがあつた。また、地方税関係

情報を取得することに関する同意書に取得する課税年度の記載のないものがあった。

(2) 契約事務について

特定保健指導業務において、契約額と請求額に相違したものがあつた。

意見

- (1) 福祉医療費過年度返納金について、高額療養費の返納金の受入れがあるため歳入科目全てを事後調定している。年度を跨いだ収入未済額の発生や時効到達による不納欠損額が生じると決算に反映されず、会計処理の正確性を欠くことから調定区分別に科目を分ける取扱い方法をとられたい。
- (2) 福祉医療費過年度返納金の徴収事務にあたっては、接触を図るも反応がない滞納者について一部記録のないものがあるが、適切に記録し決裁を得、次の手段を講じるために活用して徴収事務にあたられたい。

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月25日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 桂川 将典

随時監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

令和7年6月25日付「市職員による団体の庶務経理」に係る令和7年度随時監査の実施について（依頼）」に基づくアンケート調査を基に、10課21団体を随時監査対象とした。

実施期間 令和7年6月25日（水）から令和8年2月24日（火）まで

2 監査出席職員

総合政策部長、総務部長

3 監査の概要

団体規約等の制定状況、庶務・経理状況の確認、北名古屋市準公金取扱基準の順守状況、市職員が庶務・経理を行う必要性について、団体を所管する課において関係書類等の提出を求めるとともに、関係職員からの聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

(1) 市職員による団体の事務の実施状況

団体の規約や会則等に事務局に関する規定がされ、17団体が市役所、3団体が公共施設、1団体が北名古屋市内に事務局を置き、市職員が事務局として

庶務事務、経理事務を担っている。しかし、団体設立後相当の期間を経過していることから、事務局を市役所内等に設置し、市職員が団体の事務を行うことの根拠性に疑義が生じる。

(2) 庶務・経理の実施状況

職員の負担となっていることは否めない。また、一部の団体に便宜を図っていると受け止められる可能性や、補助金の交付状況が適切ではないと判断されるものも見受けられた。

5 意見

- (1) 市から団体への補助金等の支出については、市の予算編成を経て団体が市へ交付申請を行い、補助金が交付され収支決算等を市へ報告する一連の流れがあるが、一部の団体において交付申請から金銭管理までの一連の事務手続きを、市の同一課内において行われていることに、疑義がある。また、市と団体の間における漫然と前例を踏襲した関係が背景にあると感じる。社会状況の変化に対応し、見直すべきは見直し、統一すべきは統一するという観点で、関係部署に問題提起していただきたい。
- (2) 団体の多くは設立後相当の期間を経過しており、市が庶務、経理事務を行う根拠を見直す必要がある。その際には、団体にとって市が事務局として最適であるかの視点を持って検討いただきたい。
- (3) (2)で見直した結果にもよるが、北名古屋市準公金取扱基準の順守について適宜点検され、通帳等の管理手法については検討されたい。
- (4) 団体対応においては、利益供与などと捉えられぬよう一層の公平性、公正性を確保する体制を整備されたい。